

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 鳥獣保護区を解除する件 五六
 - 鳥獣保護区を変更する件 五六
 - 鳥獣保護区の存続期間を更新する件二件 五七
 - 鳥獣保護区の変更する件二件 五九
 - 特定猟具使用禁止区域を指定する件三件 五三
 - 保安林の指定施業要件を変更する予定である件二件 五三
 - 道路の区域を変更する件 五三
- 公 告
- 一般競争入札を行う件 五三
 - 争議行為を行う旨通知があった件 五五
 - 都市計画を変更する件 五五

告 示

福島県告示第六百四十七号

鳥獣保護区を設定する件（平成七年福島県告示第千四十四号）で設定した鳥獣保護区について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第八項に基づき、大戸嶽鳥獣保護区の指定を解除し、平成二十六年十一月一日から施行する。

平成二十六年十月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

解除に係る区域
 会津若松市大戸町地内の国道百十八号と市道幹線Ⅲ―二十四号線との接点を起点として、同市道を南に進み、更に東に進み、赤滝橋に至り、同点から大戸山山頂に向かって稜線を南に進み、同点に至り、同点から大戸嶽山頂に向かって稜線を南に進み、私有地と国有地の境界線との接点に至り、同境界線を西に進み、更に南東に

進み、更に北東に進み、会津若松市と南会津郡下郷町の境界線との接点に至り、同境界線を南西に進み、阿賀川右岸に至り、同川右岸を南西に進み、国道百十八号との交点に至り、同国道を北に進み、県道芦ノ牧温泉南停車場線との接点に至り、同県道を東に進み、旧国道百二十一号との接点に至り、同道を北に進み、三沢左岸との交点に至り、同左岸を東に進み、阿賀川左岸に至り、同川左岸を北に進み、町道沼尾一号線に至り、同町道を東に進み、更に北に進み、町道沼尾線に至り、同町道を西に進み、更に北に進み、会津若松市と下郷町の境界線との接点に至り、同境界線を南西に進み、国道百十八号との交点に至り、同国道を北に進み、起点に至る線で囲まれた区域

（自然保護課）

福島県告示第六百四十八号

鳥獣保護区を設定する件（平成六年福島県告示第九百六十号）で設定した鳥獣保護区について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第二項に基づき、その区域を変更し、及び鳥獣保護区の保護に関する指針を定め、平成二十六年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

名 称	区 域
小浜鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（二本松市）

一 名称及び区域

二 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成四十六年十月三十一日まで

三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

小浜鳥獣保護区

1 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

2 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、一級河川移川が北部を流れ、小浜川が中央を流れて移川に合流する。地域の基幹工業団地（柏木田工業団地九・一ヘクタール）を含む身近な鳥獣生息地として、キジ、ヤマドリ、カケス、オシドリを始めとする多様な鳥類が生息している。この地区の中には、市役所支所、公民館、グラウンド、テニスコート、小学校、中学校、幼稚園、保育所、図書館、保健センター等の行政に関する施設、史跡公園がある。

今回区域拡大する地域は、県道四十号飯野・三春・石川線の小浜バイパスが開通し、交通量が増加した。また、岩代多目的運動広場には応急仮設住宅が建

設されたこともあり、狩猟活動の制限を確保する必要が生じた。
 このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められること
 から、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定す
 る鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。
 (「別紙区域図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課
 及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課(南会津地方振興局)にあっては県民環境部
 県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課)に備え置いて縦覧に供す
 る。)

(自然保護課)

福島県告示第六百四十九号

鳥獣保護区を設定する件(平成六年福島県告示第九百六十号)で設定した鳥獣保護区
 について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第
 二十八条第七項に基づき、その存続期間を更新し、及び鳥獣保護区の保護に関する指針
 を定め、平成二十六年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法
 第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。
 平成二十六年十月三十一日

一 名称及び区域
 福島県知事 佐藤 雄 平

名 称	区 域
梁川鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(伊達市)
長沼鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(須賀川市)
阿賀川鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(西会津町)
磐梯山ゴールドライン 鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(磐梯町)
慧日寺鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(磐梯町)

- 二 存続期間
 平成二十六年十一月一日から平成四十六年十月三十一日まで
- 三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針
 - 1 梁川鳥獣保護区
 - (一) 鳥獣保護区の指定区分
 身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、中央に市街地、その東には市民はもとより県北地方の住民の憩い
 の場として広く親しまれている「やながわ希望の森公園」が存在する区域である。
 加えて幼稚園から高等学校まである文教地区でもあり、また、塩野川、広瀬川、
 伝樋川が流れ、北は阿武隈川に接するなど「水の光るまち梁川」の中心的な区域
 といえる。

2 長沼鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、須賀川市の西部(旧岩瀬郡長沼町)に位置し、ツキノワグマ、キ
 ジ等多様な鳥獣が生息している。
 このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められること
 から、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥
 獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

3 阿賀川鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、西会津町のほぼ中央部に位置し、西側は阿賀川が北西方向に、北
 側には奥川が南西方向に流れており、中央付近に標高三百八十メートルの男山が
 位置している。地区内はスギなどの針葉樹林も人工的に植栽されているが、落葉
 広葉樹が主であるため、カモシカやツキノワグマなどの様々な鳥獣が生息してい
 る。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められること
 から、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥
 獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

4 磐梯山ゴールドライン鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、磐梯町にある磐梯山の南部に位置し、針葉樹林、落葉広葉樹林な
 ど林相の変化に富む地域であり、ニホンカモシカ、ツキノワグマなどをはじめ多
 様な鳥獣が生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められること
 から、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥

5 獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。
 慧日寺鳥獣保護区

- (一) 鳥獣保護区の指定区分
 身近な鳥獣生息地の保護区
- (二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、磐梯町本寺地区の北部に位置する樹林帯であり、多様な鳥類が生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

〔別紙区域図〕は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。

（自然保護課）

福島県告示第六百五十号

鳥獣保護区を指定する件（平成十六年福島県告示第千三号、第千五号、第千六号、第千十号、第千十四号、第千十七号、第千十八号及び第千十九号）で指定した鳥獣保護区について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項に基づき、その存続期間を更新し、平成二十六年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 名称及び区域

名 称	区 域
本宮鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（本宮市）
妙見山鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（郡山市、須賀川市）
羽鳥鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（天栄村）
蓋沼鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（会津美里町）
山上鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（相馬市）

川前鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（いわき市）
四倉鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（いわき市）
湯ノ岳鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（いわき市）

二 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

1 本宮鳥獣保護区

- (一) 鳥獣保護区の指定区分
 身近な鳥獣生息地の保護区
- (二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、花山公園、みずいろ公園など緑豊かな市民の憩いの場が存在し、多くの野鳥が生息している。また、区域内を流れる阿武隈川には、冬になると多くの渡り鳥が飛来し、市民が野鳥に親しむ憩いの場となっている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

2 妙見山鳥獣保護区

- (一) 鳥獣保護区の指定区分
 森林鳥獣生息地の保護区
- (二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、郡山市と須賀川市にまたがる妙見山の南東部に位置し、ツキノワグマ・キジ等多数の鳥獣が生息しているが、区内にはブナ等落葉樹の原生林が残存しており、鳥獣の食餌地区となっており、ことから繁殖及び生息のために最適である。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

3 羽鳥鳥獣保護区

- (一) 鳥獣保護区の指定区分
 森林鳥獣生息地の保護区
- (二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、周辺を県立大川羽鳥自然公園に囲まれ、そのほとんどが国有林で占められており、コナラやミズナラなどの天然広葉樹やアカマツ、カラマツなどの植樹林であり、ノウサギ、ツキノワグマなどの森林性鳥獣の生息が確認されている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められること

4 蓋沼鳥獣保護区
 鳥獣保護区の指定区分
 森林鳥獣生息地の保護区
 鳥獣保護区の指定目的
 当該地区は、旧会津高田町北西部に位置し、蓋沼を中心として旧新鶴村にもまたがっている。コナラ、クヌギ、スギなど林相の変化に富む地域であり、ツキノワグマ、リス、ノウサギをはじめ多様な鳥獣が生息している。

5 山上鳥獣保護区
 鳥獣保護区の指定区分
 森林鳥獣生息地の保護区
 鳥獣保護区の指定目的
 当該地区は、相馬市の西部に位置し、周辺には山林が広がっており、このような自然環境を反映して、キジやヤマドリなどの鳥類、リスやタヌキ等の獣類も多様に生息しているなど、自然環境の重要な構成要素である野生鳥獣の生息地として重要な区域である。

6 川前鳥獣保護区
 鳥獣保護区の指定区分
 森林鳥獣生息地の保護区
 鳥獣保護区の指定目的
 当該地区は、いわき市北西部の小川町と川前町に位置し、「夏井川溪谷県立自然公園」に隣接して豊かな森林に恵まれた環境であり、野生鳥獣の生息に適している。そして、当該地区には希少鳥獣であるオオタカやクマタカの生息が確認されており、保護繁殖の必要性は依然として高い。

7 四倉鳥獣保護区
 鳥獣保護区の指定区分
 森林鳥獣生息地の保護区
 鳥獣保護区の指定目的
 このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

8 湯ノ岳鳥獣保護区
 鳥獣保護区の指定区分
 森林鳥獣生息地の保護区
 鳥獣保護区の指定目的
 当該地区は、いわき市中央部の常磐地区に位置し、豊かな自然環境に恵まれ、多様な野生鳥獣が生息している。そのため、野生鳥獣の保護繁殖に適している。このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

福島県告示第六百五十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。
 平成二十六年十月三十一日

- 一 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器
- 二 名称及び区域

名 称	区 域	城
保原特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（伊達市）	
智恵子の杜公園特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（二本松市）	

（自然保護課）

福島県知事 佐藤 雄平

里白石特定猟具使用禁止区域	山白石特定猟具使用禁止区域	高野池特定猟具使用禁止区域	大荷場特定猟具使用禁止区域	樋ノ口特定猟具使用禁止区域	牧野特定猟具使用禁止区域	関本特定猟具使用禁止区域	浜尾特定猟具使用禁止区域	二瀬特定猟具使用禁止区域	枋山神特定猟具使用禁止区域	田母神特定猟具使用禁止区域	柳橋特定猟具使用禁止区域	渋川地区特定猟具使用禁止区域
別紙区域図のとおり（浅川町）	別紙区域図のとおり（浅川町）	別紙区域図のとおり（鏡石町）	別紙区域図のとおり（田村市）	別紙区域図のとおり（田村市）	別紙区域図のとおり（田村市）	別紙区域図のとおり（田村市）	別紙区域図のとおり（須賀川市）	別紙区域図のとおり（郡山市）	別紙区域図のとおり（郡山市）	別紙区域図のとおり（郡山市）	別紙区域図のとおり（郡山市）	別紙区域図のとおり（二本松市）

早渡特定猟具使用禁止区域	高田島特定猟具使用禁止区域	新沼特定猟具使用禁止区域	山上特定猟具使用禁止区域	大野特定猟具使用禁止区域	清水平特定猟具使用禁止区域	塩川特定猟具使用禁止区域	磐梯荘特定猟具使用禁止区域	猪苗代スキー場特定猟具使用禁止区域	牛房沢特定猟具使用禁止区域	大平特定猟具使用禁止区域	上羽出庭特定猟具使用禁止区域	浮金特定猟具使用禁止区域
別紙区域図のとおり（川内村）	別紙区域図のとおり（川内村）	別紙区域図のとおり（相馬市）	別紙区域図のとおり（相馬市）	別紙区域図のとおり（相馬市）	別紙区域図のとおり（磐梯町）	別紙区域図のとおり（喜多方市）	別紙区域図のとおり（猪苗代町）	別紙区域図のとおり（猪苗代町）	別紙区域図のとおり（白河市）	別紙区域図のとおり（西郷村）	別紙区域図のとおり（小野町）	別紙区域図のとおり（小野町）

武井地区特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（新地町）
小名浜野田特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（いわき市）
小名浜勿来特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（いわき市）
小名浜金成特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（いわき市）

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

〔別紙区域図〕は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局）にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。（自然保護課）

福島県告示第六百五十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十六年十月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

一 使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

二 名称及び区域

名 称	区 域
阿武隈川漕艇場特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（二本松市）

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

〔別紙区域図〕は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局）にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供す

る。）

（自然保護課）

福島県告示第六百五十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十六年十月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

一 使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

二 名称及び区域

名 称	区 域	域
上井出特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（楢葉町）	
下小埸特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（楢葉町）	
上繁岡特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（楢葉町）	
天神岬スポーツ公園特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（楢葉町）	
原町特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（南相馬市）	
大磯特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（南相馬市）	
雫下特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（南相馬市）	
清水特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（富岡町）	

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで
 (「別紙区域図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課(南会津地方振興局にあつては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあつては県民部県民生活課)に備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

福島県告示第六百五十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十六年十月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
田村郡小野町大字南田原井字三道内九、一二五、一二六の一、一二六の二、大字湯沢字保代内一八七
 - 二 保安林として指定された目的
干害の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、小野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び小野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百五十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十六年十月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
田村郡小野町大字小戸神字日向一五五の一、一五五の五から一五五の一六まで、一五六の一、一五六の五、一五八の一、一五八の三、一五八の一三から一五八の一五まで、一五九の四
- 二 保安林として指定された目的

- 名所又は旧跡の風致の保存
 - 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、小野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び小野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般道路について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十六年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一八号	石川郡石川町字長久保 一八一番二地先から 同 郡同 町字長久保 二四七番一地先まで	変更前 変更後	二四・二一 四二・〇	二二一・〇

(道路計画課)

公 告

公告 309号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるホールボディカウンター測定検査結果・同意書電子化業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成26年10月31日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 ホールボディカウンター測定検査結果・同意書電子化業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成27年3月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) この公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISMS（JIS Q 27001（ISO/IEC 27001））認証を取得している者又は同一般財団法人のプライバシーマークの付与を受けている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成26年11月28日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県保健福祉部健康衛生総室県民健康調査課
電話024-521-8219

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、平成26年10月31日（金）から同年11月28日（金）まで（土曜日、日曜日、同年11月3日（月）及び同年11月24日（月）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

5 入札説明書等の配布

入札説明書等は、3に掲げる場所において、4に掲げる期間に配布する。なお、郵送による入札説明書等の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成26年12月11日（木）午後1時30分
- (2) 場所 福島県庁西庁舎7階保健福祉部第1部会議室（福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便による入札をする場合には、書留郵便により行うものとし、平成26年12月10日（水）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 11 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required : Computerization of Examination results of Whole body counter Inspections and Written Consents 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand): 1:30 p.m., 11 December 2014
- (3) Time-limit of tender(by mail): 5:00 p.m., 10 December 2014
- (4) Contact point for the notice: Citizens Healthcare Survey Division, Health and Hygiene Promotion Office, Social Health and Welfare Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-8219

(県民健康調査課)

公告第三百十号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、福島県医療労働組合連合会執行委員長野地寿子から医療・福祉労働者の大幅増員、賃金と雇用の確保等の要求に関して次のとおり争議行為を行う旨、平成二十六年十月二十一日付けで通知があった。

平成二十六年十月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 日時 平成二十六年十一月六日から問題解決までの期間
- 二 場所 大原綜合病院、清水病院、大原医療センター、医療生協わたり病院、生協いの診療所、医療生協ふれあいクリニックさくらみず、訪問看護さくらみずステーションサテライトほほえみ、訪問看護やまなみステーション、訪問看護さくらみずステーション、医療生協わたり介護支援事業所、やまなみ介護支援事業所、ヘルパーステーションひだまり、老人デイサービスセンターひだまり、桑野協立病院、桑野訪問看護ステーション、郡山東訪問看護ステーション、小名浜生協病院、小名浜生協病院付属せいきょうクリニック、訪問看護ステーションかもめ、デイサービスセンター虹の丘、デイサービスセンター岡小名、会津若松診療所、きたかた診療所、訪問看護なないろステーション、訪問看護きたかたステーション、白河厚生綜合病院、白河厚生綜合病院付属高等看護学院、農村検診センター、塙厚生病院、塙厚生病院併設老人保健施設久慈の郷、鹿島厚生病院、鹿島厚生病院併設老人保健施設厚寿苑、高田厚生病院、坂下厚生綜合病院、坂下厚生綜合病院併設老人保健施設なごみ、厚生連本所、竹田綜合病院、竹田にこにこヘルパーステーション、竹田訪問看護ステーション、竹田地域包括支援センター、竹田指定居宅介護支援事業所、通所リハビリテーションTRRY、竹田ほほえみデイサービスセンター、竹田綜合病院付属芦ノ牧温泉病院、エミネンス芦ノ牧及び山鹿クリニック
- 三 概要 ストライキを含む争議行為を随時行う。

（雇用労政課）

公告第三百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、いわき都市計画道路を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 新たに都市計画に含まれる土地の区域
 - いわき市勿来町のうち関田関山、関田滝沢、関田入田羽、関田吉ヶ作、関田北作、四沢古身、四沢江ノ上、四沢清水、四沢長塚、四沢洪町、四沢鍵田、四沢五反田及び四沢柴橋の各一部の区域
 - いわき市錦町綾ノ町のうち一部の区域

- 二 新たに都市計画に車線の数を決める道路名
 - 三・六・七号 関本中四沢線及び三・三・一号 常磐バイパス

縦覧場所

福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課、いわき市都市建設部都市計画課及びいわき市都市建設部勿来区画整理事務所

縦覧期間

平成二十六年十月三十一日から平成二十六年十一月十四日まで

意見書の提出

いわき市都市計画道路を変更する案について、いわき市の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を三に掲げる機関を経由して、四に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

（都市計画課）

